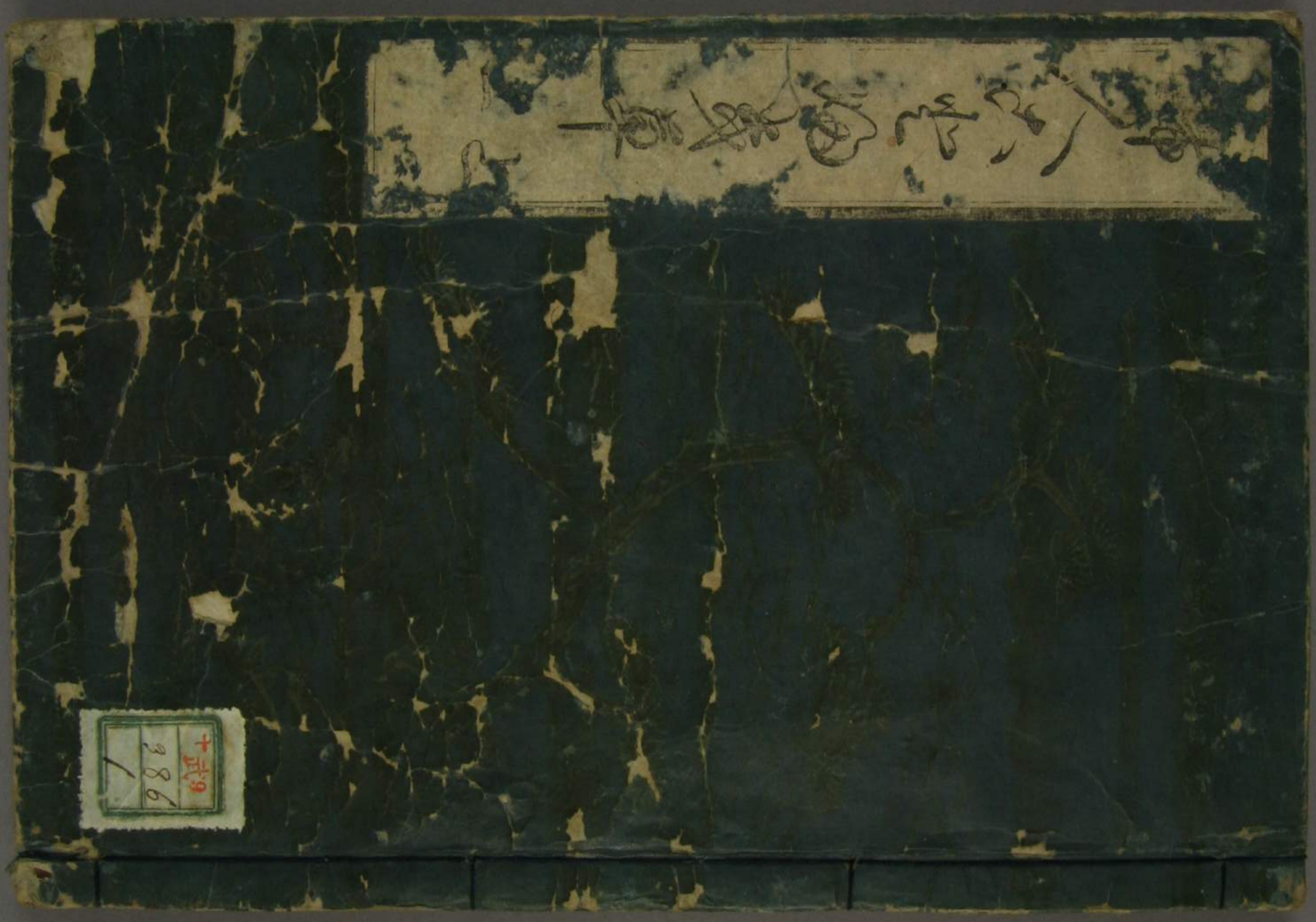

内閣文庫
386
1

宮城県図書館蔵

婦人教草序

聖人教を垂れ給ひし身祥賢層と敗傷らさかと始と
為と之道伝れこそ人倫世の父母と頭と仰と
ものゝ又不孝乃罪こそ多きに中にも子たる者
こゝに嗣とりこゝろ安らに仰くべきこゝ
りなおれと世こゝ道れこゝ所代浦こゝ
よ教りこゝやこゝなる乃業こゝ非に佛にあるこゝ
運ひ移こゝもひこゝりやうみれこゝそこゝ醫にこゝ
付て妻妾乃氣血そこゝざかこゝと補こゝ養こゝし
芦垣乃もこゝ話こゝとかこゝこゝやみこゝ病こゝ
さこゝこゝこゝるこゝて分娩こゝこゝさこゝて子に身

りいとうとされいとうとうとしてこれ
さうべきこや醫をたりつるをそり要くぬとびあ
しとこれ重るのなりは書にもとづて筆
り產しやはとうとうとくにてをりの八十はとう事
をうて都の内の肥んと狂言草の種うゆうわさうう
しは書はくれうとへいたりや香月氏眞斎の國
りと綿あの内の國はへ人すり昔多香月七郎則宗ち
るとの則定北勝本堂賀新香月の方と語りう
しの事宮嬢暨はあのうにはくしれまれあ
をを求うて良語をうとはなること張ぬは良醫とをん
をて綿よをうの内ゆるりぬるの涙ありて豊日

別の國は面倉長濱の海松部のりとあにあられ
しは蒼生の痼疾と成ることをはとうは
考うう新よはうへ幼ちをと育しまはへの事わう
とをのをうはとにうひはをりうれと成るを
國求るにあうねは成ひうはうんとあうう
ようれへ墓くをちうしとうのうと門は関
りにるうくうれしてはくうをはるよりぬ
はへあうくををうあの書事痛多うる中は書て
はしをひ拾をうう草枕にうはれは携るあの
書ををりうう拾考のこをうるをを多のへうを
書林何集ろうう樟よりうをめて今の

何にもとてたゞ〜振れ世よりも傳つむとせず〜法
予陽のゝ朋友なるれも始終もれるゝもの湯川
うこにたゞ〜付てさう〜命せ〜ゆ郡邑なる身
うして楊麻のうゝさ筆をて書たゝもしるゝ
蕎の業れうりて此書の面仏なるゝ色うれ流藤
せしゝ人〜ま〜うれも下眸う〜記〜てを救ひに
意とるゝのうう〜

豊京中津住
坂新浦望書

婦人寿草序言

一 此書婦人嗣とゝもしるゝ術うゝ妊娠十月れ
同の保養産後百日まて〇楊養のうゝ法城
唐ちれ久に出てゝゆとい意 邦れ文字よやいう
者まうる家 国のゝひゝまゝ〜学をるゝ
とゝ〜書たうゝゆりぬ世の丈夫たに
此書をよゝて此ゝうとさゝ〜みゝるれいうゝと
産家をゝあうる妊娠の胎ゝ産後の楊養うう
にかなゝしゝ〜ゝ病なゝ〜ゝ〜ゝ〜れ病れなら
漢薬と儒学をゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ草れ根
うゝなゝかのゝ

仕書よりも載るなれども諸流これ盛んなれば流儀のそ
いくつとなく出でたれども流儀古書に載る所甚多し
とあるを非と矯てまづ自らに名字を付る所
といふことこれ古の胸臆の私とのいてみそりにも
もろもろの流儀の法古書に載る所甚多し
来朝の流儀最初流儀古書に載る所甚多し
もろもろの流儀長くそれしたがひしたがひ
かたくこれを理ぬるとまれし明らかに辨しかそ仕
もよく載るなれども世俗日用よそるものを
りことあるまてもつてしるなり
諸の醫書よりも来朝最初流儀古書に載る所甚多し

也載せてこれをもろもろ紀といふあるいは業方とかき
りもろもろの用ゐ世俗を流儀とてみそりに調和し
て勝用しこれを言多くしることをれてなり又
これを用ゐてよく世俗用て害のなき業方をもつものを
ところとして也載せるなりけるなれども
仕書文字を假名よりやもろけさうあるいは書
作とかきてよくさらやはさ流儀又文
詞とかきてよくやもろくさらやはさ流儀
理通しかるにあるいは細注をもつて二行よりもつて
作りぬ也もろもろのものをもつてもろもろん
仕編ある事也前中津川流儀をもつて或人ものを
めて意をもつて集録をもつて用ゐもつて

識性〳〵まひて結宮よりとてこうさに賀ひ
奉るの書をもこれ〳〵辞とるよをこの人よ
あらさるをとれたるをせん再こなれたるいれを
〳〵紀脂せ〳〵るのたとるとあはらるをもる
〳〵侍りぬけをのりとるよ俊とるのをられて後りも
さるそ〳〵世信のるよ俊とるのをられて後りも
人文れいゆ〳〵紀をもふとなく考へ識をるのは
旅紀れひを結〳〵歩んてるとゆるをい幸るんん〳〵
元禄壬申孟秋下浣日

鶴市信学　貞菴香月啓益識

婦人寿草目録

巻上一

第一　求嗣の説　七丁メ
第二　みなれ者を神よ祷るれ説　十七丁メ
第三　子ゆゑ者夫婦情ゆゑの説　十九丁メ
第四　夫婦夫婦日対の説　九丁メ

巻上二

第五　子を求るれ術　一丁メ
第六　子を求る業刑の説　四丁メ
第七　子を求る業保れ説　九丁メ
第八　受胎の説　十三丁メ

第九　胞胎の説　十八丁メ

巻中二

第十　胎数の説　一丁メ
第十一　妊婦食忌の説　六丁メ
第十二　妊婦業忌の説　八丁メ
第十三　妊娠胎と験るの説　九丁メ
第十四　胎内の兒男女とさだむる説　九丁メ
第十五　胎内の兒男女とさだむる異法の説　十丁メ
第十六　女と為して男となる説　十三丁メ
第十七　妊娠腰腹と常とをあらはす説　十五丁メ
第十八　産前後諸病の説　十七丁メ

第十九　胎自隨の説　九六丁メ

巻中三

第廿　妊娠胎と下し産と動の説　一丁メ
第廿一　胎内形體の説　四丁メ
第廿二　産月いまだ足らずして産するの説　八丁メ
第廿三　逆月胎を産するの説　十一丁メ
第廿四　産前治法の説　十六丁メ
第廿五　妊娠産圖并禁説の説
第廿六　産月よりして產圖を畫く説　九二丁メ
第廿七　産婦臨月に父母の産を問ふの説　九六丁メ

巻下四

第廿八　妊娠胎月按養の説　一丁メ
第廿九　難産の説　四丁メ
第三十　胎産の説　七丁メ
第卅一　産後治法の説　十九丁メ

巻下六

第卅二　産後調護の説　一丁メ
第卅三　産後食治の説　九丁メ
第卅四　産後諸病の説　十四丁メ
第卅五　産後乳汁の説　廿四丁メ
第卅六　産後按養治法の説　廿五丁メ

婦人寿草目録終

婦人寿草巻上一

香月啓益纂輯

一　求嗣の説

〇夫人の生産は天地和合して万物生育し夫婦交媾して男女生じ人倫の道あり是れ人のそなはる道なりといふべし

夫婦は君臣父子兄弟朋友なり夫婦の義も父子の親も兄弟の義も

朋友の信義もそれ夫婦ありてのちなり故に夫婦は人倫のはじめなりしかるに中庸に君子の道は始め夫婦より造るとあり孟子の説

とあれば婚姻のうら必ず媒酌を求めるべし

○素問に云天真論に女子は十四歳にして月経至る

[illegible]

月経とは毎月一度ずつ来るものなり

○よく求うんとせば媒酌の仲介を結ばしめ

集要に曰幼稚にして血気いまだ充盛ならざるに

[illegible]

さるにれどもうまれよりよく成れいまだ壮なる

と育とれども過時にして衰えるの精液

の状をも羸女弱男の人をも血気なる時を

齊の帝のもとに猪液とて

液よりそろ〳〵猪液とて

とじるとれりんに艶と

歳まで乃ち女なれば

ぐいにてそろしとなり

きあつへさしまるり朝を来婚姻

ばさるれば生る病あり或は虚弱なり復男子の丈夫十

かくして武王を殺しこれを平家の極達轍といふ人の妻十二
作して子を産み墻紀をなしといふ書も義あり此等の数本
針にもあるもあるなり然るに徒も皆人の為の変にして
つゝしみて論じ叶ふさこるゝなるべし
○葬書の説もまた甚だ用捨あり一ツには墳墓風水不
利二ツには史婦年命相克三ツには疾病しきりに墳墓風水
不利とは唐土にて風水家と陰陽家の説にして孫子に一
流ありて地師と云ふもの山の風土の形勢を考へて
或は家を建て事を兼ぬ或は墳を定めて方位をさだ
むるなり又人の生れ性によりて家の方角により
或は風土山水の形勢によりてその方角に墳をさだむ事八

子孫繁昌し彼方位に応けは?なし後裔も断絶
せるといふやうなり萬年しん人が理数月抄といふ書に
くはしくあるを中花にては?ると論ずる
よりて親とせしこれ先地師を?む或は葬師にて
葬礼の用日時刻をえらひ或は山水風土の形勢方位を
くんがへその数をしらまは子孫の貧福も寿殀賢愚
吉凶天生ることをきはめてゆへあるなりと説ものおほくは
皆生の愚昧なる人は子孫の利をえむとて
墳をえらめつくこともとめて父母の遺骸をむなしく
或は数年をへて他郷の土中にする司る澆土とする大賢
はひとりいれ礼法に?つき義理をはかるう子孫をそろふものなり

よものびんやしきてかくていましめあつかひなり本朝
にもけ山御いよしへ縁ありせしもや聖徳太子の妙境と
うまてはうせおやすまらんとせるもかしこきとまてを撰ひ
あらせしものひともも風水のとも言ふし時を磨き
の風俗よりて上古より和までに耳訓ぞそるゝ
あれども蒼民もびとと信じ学うて察せんふく書なる
しゆらするにしかんとも瀆とならつる方位山水風土の
形勢をとりくるゝはあつかんやこれをしれ説かれ
ら五行とかくしひとつは天地年命おうらと本性の男
本性の女とえんなるのそのひとり木尅土とて本は土を剋
ありし悪しく淒俗これを相性とてこの何かのむれと

あのされども天子の相克は爆陽よして尅ものを妻
とし陰陽調よして陽をのを夫とはりと扇鵲の説な
れとけるも来信じかなうし相性とえらぶ媒
とそまへるにとひく害のなきやうみれて婦人
あつ夫ちを俗よまこりひてえうひそうもう緑を定
おう民文のとつるらにしもあらは結髪の人夫命に
よらで相克の女を先どりてをともろたくひとを
つくえへしこふより疾痛とわまてやまひわつまの
業を服用してとろ餌をまして妻も夫もやまひ
なく百脉調わそれもちるもとそをとまをほよく是を
あし

○陳自明の婦人の病の人の陽毛不生
の人の陰虚虚弱のひとの病よりこれくのれ
りいろ〳〵の薬をこれあるこれをまひ方どもを教
とをそれあるの道をまつ〳〵のなりかく稚くの人
第とをとらひあるひいとをの神紙をいのりあるひを湯
湯を煮て吏舎をとれをるをとのありこれを婦
年月の効の要選なるゆへをもをうるをと天
命のをうをとるのをこをりあるを吏姫をに心ひの地
とあるをそ先義を佛しを法をとかをを悪をかをしを
恵を数ををを八天帝の敬自然を感通してををを
をうをひを湯をををのりを紙ををのをを湯の

をつ〳〵ひををうをりを
○対邦夢といの人の父をををる〳〵一人の翁を賞の人
ひ嘉の情定を居れをうをる〳〵法然をとこれをとを人をを
をを〳〵をいをを人へを邦夢の父あや〳〵をたをを〳〵く
ををををにを先ををひをれを嘉ぐいをくをを父を獄獄を
をを野獄をを記をを翁まを〳〵をにををを嘉ぐ分を
獄をを父の要義のいををををををををを〳〵む
をいを邦夢の父をれをあをれを金銀ををををを湯
ををををををを葬れいをを殺ををををを
ひをを〳〵いをを年月を法を〳〵を邦夢を養を邦
夢の学問天下ををまれをり輪林学士をいを官を

紙ぐ侍孫元滿子の孫経学をつとめまつる時と云
人これを聞續るし登加といの石乃をりとるりく
毎日獄屋乃罪人どもあらそめ科乃輕重どもく天
子よ叢問して死罪となぐむることあまこうり一日
る時者中ましらう老翁の衣冠そく〳〵さう男
子と女子とのく二人つれ右ようしこそこに来
して〳〵そう苦ていろく改とく聞續るし〳〵ろう今
人と活ることあまこるるかよ天帝聞こしめし感しかし
世よそもかよ男女者二人とんとしいと言葉ふ続つと夢覚て
あらうとそれと義ふくと祝ま出れやうるう嬰兒二人どかろう
邦為又百歳ろ日ろ天花ま鴻孫といの書の裏そう

○元統年中に合肥と云所に羅氏保家といふものあり
年六十にして子なし人の讒言によりて保安州といふ所に
配流せらるゝ道にて情あり人ありて庭子に命じて飯を
ゆるしたりしかるに道れ困りて死るこゝろを云聞さ
てみるにあれど庭子命じくいるゝあるとて人のそばよ
かく累とうる今我ひとりこゝにて死ることを云聞うるまこと
人と累とうんとれなるとうるあひだなりそこに四十ばかり
今はをとこはゆるうしもなくうろ〳〵歩道れそひ〳〵ゆくと
て統に保安州にいたりて住る或者留
賊二人をのこりうへそこに食物あるかと疑い憑みかりよ
宿を寄て内に入らんと住庭子に命じ給ふ

ふり沸湯を盥に盛て宿に住たる人はいそぎとそ
つとをみさしてとうて竊に道人はまたこゝにて
沈り自殺の市にあるそこの道の名を探ることの
あ人あり細をそつのそれを吸取り道人なるものの
ひらをみよいはうるあまこの人の道人お後はは
ら後し表ハを家をもちりそうなり狂ひ庭子ふう
ゆるせり毒を買て二子を殺ちそこをしてなつて学
業せるゆうえ延安しといふ人の大きゆ刺せられそ内
ありて潛隠居の教制保生篇よのせそり
○婦人の性あくい執保まして嫉妬のこゝろ強ゆ
皇后を妃ありて人おやしく賊の妻よいそるまていう

（今はかくるゆなく唐土の孔子聖人の弟子にて婦人の貞操なり
されば聖人の志ぬまで婦に七情のそなはりあり婦しいたしと云
るゆえ二よりあるをそなり佛法ありて婦人の女をひらいるれし傷教ごとに戒しるゆえ婦人嫉妬の
情婦人の心胸心大の婦人の心と清潔しるの理なり
さて真源の水と濁穢と一味八分大小の勝劣ありといへ
ども嫉妬の婦人ならしてしるしてしいたる必産とる
して或ハ流ちれ一生涯あるいハ或ハ多病よりて貞操なり結婚
の業百れ篇よ天下和平なれし婦人そのしんてよりて
と揚氏の婦人嫉妬の心なきに内外和平ありてな
るゆえ楽しとなるゆえ古人の法に妬婦とちる

や漢猛のゆえ
なを奪いさやしあり
く智恵ハ六合天地四方と
かそく貢を婦を屑とそれて婦人の
婦人みそりられ
ひしそるりな朝才一の婦人立身の何の糸を歩筒
の女れ龍田山の奇よりでらを歩の星をゆえるりそり
を嫉妬の情るをとをとをく男を自抜よを法を感そな
をとをしるゆえ
○婁英の況よりとを婦人の絶水と綱るとを
えをを絶あをしをとをしをを綱ををの

ゆ来とうく書よして葉と用ひ〜と経水或ハ毎月の始り
或ハ或ハ朝より後れ或ハ経れ下つて腰いたくまるゝ
証あり又経水少なくして後清さるものハ血虚なり経水多く
ものゝ気虚なり又経水ひとしんらして痛あり或ハ赤帯して散
せさるハ血滞なり又経水或ハ多ハ或ハ滞りて熱をさしく
さしくといつりいとの症あり〜もつよくれらつとよりの腎
脈よ薬て茶と服し〜経水とてのよ〜ちまいとゝハ
財珍の流よ経水ハ毎月一度ゆくもの常なり或ハ二月よ一度
ゆくものあり又これと居経とゝつく一年よ一度ゆくものを
これと避年とゝつく一生経れいらて胎とうくるもの
ありこれと胎経とゝつくるなりとゝつくこまてつの紫今河

もまた多くこれを変ずれども常理とする事なり陽しかそ
ひ者の婦人はむまれつきなれども経水とどこほりて茶を服
とへうゝに絶こころもとなきなり
○丹溪の説によるに婦人は大抵婦人血とく
なるゆえに陽精をもそなへることもしるべしといへ
ども陽精をもそなへても繁茂のもとなれ
し者なのまもなく久しくなんやと難経賢の説によるに
○温恭居の求嗣篇によるに男子の陽を壊
弱にして精をもつて成ハ精虚冷血と定るゆえ
にもしるべしとてそこなひ射者力微弱なるごと
矢柱れども納まあらざるひとしるべしと

難経賢の説によるに
○聖宗厚の説によるに男子の陽を不足によれこと
もあるをひらり肥と毋の血の不足によるものあやまりなり
そこなへる肥地なくもとは育とれども種を成して生育月を
婦人経脉ならびに百病帳をとれたるものこれ
をもつて療地の精と相て必生育するものなることしるべし
○胡氏孝孫の説によるに腎を世人のみるものとあるこれ
男子によるかるとなるべし腎と補ふと要ずしも女
によるつとなるべしハ血と補ふとて経水と調るとん先と
しこれまゝ婦人によるとなるべしとたとへるひ字を先とゝ
しを経脉と称してもそ血の虚実男女の形体の肥瘠を

志の若衆と書すして治療を加へ支妻たる疾病みく百脉調和
すして公私正直なる男子をもつて産せしむるなり然れ天下の
男子をもつて産せしむるなり然らば女人なりて母たるべき
んとのあるべしやと云へり誠よさあるべきなり世俗ひそかに
ときしく支婦たるよしを偽書をもつて偽書をもつて
偽とをしひとしくいんとめるるあるんたるとやいとれ婦人を
石産婦ごとて天性生まれつきてみとせをねるものあるとして産
と婦人を論ずるまこと倭語佛書ともに石女ごとてみと
生をねあるべきなり若しこれ則不産妻なるべしと云
とるべしと醫を或る中苑乃也とをもく考ぬるよりの女人を
を陰竅ナるべしと詳しく支婦のるべなるべ

婦人とい支婦のるべなるべ
婦とるべしてをみとせをしる婦人と不産女といあるべ
靈樞經の地に宮闕前章とせをしるべ
とし合て流の人もこれ則不産女のことるべ
女性のよるべしひとるべ
血気のときあるべ
地脉のときあるべ
稱るべとあるべ
草木生をしるべ
るべ世間のるべ
るべあり変生して皆不産婦と稱るべ

るり世伝大職夫婦の道を定めて戒るものなくなりし婚礼
ともなりるるり所に来りて人間の夫婦の分をわきまへず今世の
人酒をのみ酔て房に入つと然として精をつくすに妻の
ままにまかしめ夫婦の道を絶て夫婦の教養をつくして道をうるま
ことこいふとなきをほしいまゝとなるべし

(三)みるべきこと

○みるべきこと産神はいのりてよと設けそなるべし唐土の朝らや
りまんものこと清経に天竺の命と称して高とし尊しと註り
至るハ業るるり春分二月の中旬に至る産氏の妃簡狄郊
禊はいりて至る卯に至て簡狄これをのこれ則契を生るり
契は商氏となるりて天下をそなへること三つ郊禊

禊郊禊とハ唐土にて毎年に求るり祭をなる神なり契ハ帝嚳
の妃の大賢にして月流と云天官にそなるること天下九州道とそ
なるひの則殷の先祖を祀るり又孔子大聖と文の叙聖統尼丘
といふ山の神はいのりそなまひて生民ありてこのうれ大聖孔子
と生しのみと史記はのせそなり中ハ伊豫の国の産神
朝倉ハ三神はいのりとなりて三子とせそり所は三神の社前にて
元服せしめ婚男と儲吉郎沼男と賀茂沼郎三男と彩
殿三郎と名付そ生まそり古書に載そり公三人ハ源家に
祀りて繁栄しそるる諸人これをうるるり捕の正成も
又志をもつ思法門はいのりて正成と祈それで多聞丸を
付しめ大乗祝夫婦の道を定めて事

聖人のよくしろしめすところにあらず唐土宋朝の比に鬼神の論ありて朱子
を設けるにおよびてかれこれしたる事まことに略とせり
あり凡鬼神といふものや天地の神化正気にして真実を以て
これを称る時は神も感通する事あり孔子も丘がいのりは久し
とのたまひ聖廟の注疏にも又は誠の道をかなしむといへり
のことにても神やあらはしるゝとあれども神といふものはそのかのとの心をまなと
其中に凡て身をしろしめす鬼神にゆるされぬものぞ或人のあるにのと
し誠のたなるはひつゐのこれも神やあらはしくまうしたまふとは
つまみや世俗は理をさとらずそのほかのひを設かわたしとせる
るにあれども仏にいへるところあれしこれを神に祈るいんそも
まうしともってに浮屠 日本の仏法と垂迹の説とを神に祈りいふ
垂迹の説は

りの和どうりてあるべしこれ世とのこと若さとりてこれ世とのことし
とうり紙くに如つてさうりの
(三)ふるさと者吏婦情じてさの説
○書生孫の素女の同りのいろくに年二十五日より一度吏
婦と上〳〵こ十八日より一度四十八十六日より一度四十八日より一度
六十ご後ハ精を秘して吏婦とるべしとこりかくのごく
よもつく吏舎とれて男女の息流るるかよくるる
るとれ〳〵まるこの妻命を久息災福法智恵とうこの素女
の流いこの大禁とりてるるこし必年の老ケよりてるるいこう
とかせの人をまれつさ虚弱すして精を秘して吏つとし
婦くに〳〵世ろうるるさこの吏婦の吏婦産るれ

男女ともよの精血濃厚よして常よ深感の吏婦ひさうなる
ものくにこしこれ〳〵今なる朝廷の人ハ記録の記書し
或ハ市人士民ともさ孫よ孫のもの子さ日と孫てこの孫れて吏
妻ごもよの精血充盛るり仕同吏舎とれて年生まるるさこの
も必ずこしの多〳〵これとなれて吏婦ひるる説
つ〳〵ひてさるるり

(四)吏婦の日同の説

○孫思邈の流の九子と求めんと孫をし必吏婦の日同と撰
婦〳〵吏婦七官大の桐生桐同の日陽日陽同毎月の看日と
推して若ひとの日と推ひとの法文金方婦人孫の者ひとの妻ひとの妻ひとの妻
吏舎とれて必ずこしのあり生まる息災延命福法智

惠とうるりてえらるる

○陰陽相配の日とは甲乙本の陽乙は本の陰乙は本の陰なり陽は陽なり法は
いとくれて中なるうり甲は本の陽乙は本の陰なり陽は陽なり法は
陽を繋して本の先とさのえとらへまの分を書してきのうういるり余の日なり
例へば丙午丙子丙寅丙辰丙申丙戌の日なり

○丙午秋は申酉の月に丙子秋は庚辛の月に丙寅秋は壬癸の月に丙辰秋は戊己の月に丙申秋は
己年秋は申酉の月に丙戌秋は庚辛の月に丙子秋は壬癸の月に丙寅秋は戊己の月に丙辰秋は
いつれとも陰とあるてとも陽なるうりとなり

○本命相配の日とは本性の人甲乙の日は戌亥の日に配する日
配とるるり例の日は例なり相生の日とは本性の人は陽
丁の日或は己年の日とは本性の人は陰
とるるり例の日は例なり

○陽月陽時とは甲酉庚壬戌の日或は寅の日なり来の日とは

陽日とは寅の時なり来の時まてを陽時といふなり

○孫思邈の説によると求りしと紀せし吉凶の日を撰んて
吏合とし或は丙丁甲子庚申の日或は上法下法朔望
の日或は大風大雨大雷大霧の日或は虹霓雷電霹靂
日月の蝕地震地裂地出泉瀑布の日或は虹霓雷電霹靂
廟塚墓井竈の前後圊厠堀穴の傍にて吏合とれば
ものくいとうまに脂と受るとき必母の命と損し生ずあ
くは急頻又は不孝不悌うして妻絶さると云へり

○丙丁の日と禁とるるものは丙丁は火の日なるうて陽中
の陽なれと人命の陽なるそうなり極るの日なるうれは日
吏合とれて凶火いよいよ内に動く火は和と燒滅とるれて

真陰の腎水と養蠕とを以日房欲をいましめる丙午
丁巳の日八干支はよくなれて狂を戒しるり反吟六月の
後丙丁の日房事をまかと一しとを金方より栽そろを以
さるり倭治丙午の男を女をとろ〳〵丙午の女男をとろ
をとりてをひをとるへし〳〵
○甲子の日を禁ところの八甲八木を高して天の陽干の
始るり始るより平八穀をりとして本れ穀よりそろえをこと云ふ
陽あれをこを穀十あり　子八水より
屬して地の陰支の始こと始心始こと始りとして本の穀よりそろえをこと
これを三陽三陰とをひ則六氣をり陰陽の内より始中終のこと
まを名法陽をとこりをよを穀十あるこ以ニ初八方初の根をうして十一
月冬をよ陽来復をして陰を始てをさひ先甲子
の日を始よをて磨をんをうて磨をうを千年の始方年の始

あらされて生じ候ものは多くは陽気の
さしてなるより素問に
曰まこと鷹して本の発生の陽気を
の義よりかれ家に肺の義にれさまるとて気無こと
なるゆえ痰金の数家人の陽気と言ハ鷹に
金数の家いよ〳〵豊とる海るより雞鳴よりそれ陽気
衝くに数生して的月ふるれて鶏の声に寝ることろる
ろ〳〵色どれば月齋戒沐浴して清潔にして房室
を戒るなり
○上弦の日と六月和の〳〵月より上弦と毎月廿三日とをなり
或八月の大小によりて少の遠あれて七月廿二日のよりまたは遠

天地の気候の運行日月蝕およびそのほかのまのく考
ちるを詳に甲子とをとうるとをとうるとをみし黄帝大撓と
いふ名下に命じて六甲の用をさぐりとめ甲子を
ひとし通鑑前編黄帝の紀にのせそりかやうのち
干をもて方物の名をつけて日房室とをしめ
人の生ずる陽気をとうしむ
○庚申の日と禁ずるの道蔵経とを書に庚申の日を齋
戒沐浴し命辰と清潔にして一夜眠ることを禁じて雞の
あるとまの色と庚申とをもるとをいふ色ることれて人の身中に
の鬼あり此鬼表人の眠ることを間に天にのぼりて人の過
を天帝につぐるなり労瘵の病を患ることの必庚申とを

ろ〻と載そうたれはそれ古ようぶる物うてちうと
雖中天王寺の伽藍法隆寺に附合してわやしき夢の告あり
とうしへ白系ようるものゝ猿田彦の神祠に附合と毛幸よ
猿と申やし言通ちうようそうるゝ〻し都鄙共に庚申
の堂社と建立し家あようちうこ人毎に拝ぶ人員支ろ
神仏とうひて尊敬ちうるうう浦安亜配の家と
ぶし猿ちううぬとたぐて市街に出てちゆしいとられて
世と面ちうし財をじさうう啓蒙ちうよ庚申今中と又
金合克本ちて金八能本よりの本八是の河に屬しし殺
生とちうこの生〻の陽気や殺生とそううよ形深義
の天ぶゝよあゝされて西とまうるゆあゝちうに人ぶ大よ

ちうあうたよ月の月ちう張の河〻形深義の説よ人成の張色の
消長月の盈缺ようちうこと云て月ちうの河に張色ちう月
缺ちう河に張色と消ちう〻上法八月のいまさ充満せさか中分よあ
そう下法八月のうまて月の中分よ都ちうあよ房延と戒ちうう
〻格殺傷よ八上法の前下法ちう月郭空さ河房
ようと格ぶちとおれて上法下法ちうの下よ前後の二字とか
てちうこと八張色のいまさ充満せ張色ちうとでよかてうに
くうう河ぶれてちうり
○望月わちうよ月和名抄に月とうたれてちう月とうこと八十六日といふく
毎月十六日と八月と日と相望て月八張の精魂盈のこくは
てちうこと光明ちう〻月八陽の精金丸のこくうよて光輝志〻

故に月八日の光をうけて明らかなることを毎月朔日に月と日とお
會合してそれより離るゝにしたがひて三日より
少しづゝ日の光をうくる故に月の光あらはれそめて十五日
にいたりて八月は東に出日は西に入つて真向ひにその正面とて
むかひあふ故に満月となる十六日より又少しづゝめぐりそむ
て正面をさる故にかけそめて光もうすくなるなりされば人の陰
気も此時にいたりて陰極まり元気の衰へたる時なり
の陰気をおぎなふ事を戒めて房事を禁ずる事なり
○毎月晦日は毎月廿九日よりして八月と
晦日とて朔日に至るまで謹むべし朔日は事の始月の始なれ
つゝしみの意なり是のおこりは秋のはじめより八月と
取紙に八月と月は[illegible]といへり
ときなりかたしと取紙の意なれどもひらきて通書にもつゝしむべし
の書には其のおこりを記されたり

此故に月の始月の終りを大事のときは微弱なるゆゑ或はその事
已に衰へたる故なり故に房事を禁ずるなり萬の事は始め中終の
三ッを大切にする事なれば朔日は事の始望日は事の中晦
日は事の終りなる故此三日特に戒むべし
○大風大雨極寒極暑雷電日月の蝕此等の日は皆天地の
変の事なる故に一日の中の事といへども丹誠をつくし房
事をいましめ慎むべし
○神廟の傍寺院墓所の前などいふ所はいましめ
慎むべき神仏の御事なれば尋常の所とはことなる
ものなれば此禁をおかすことなかれ謹むべし
よくよく心得べし[illegible]の[illegible]七情[illegible]二人

[illegible]の咲[illegible]八十余人の子あり家の[illegible]春とする[illegible]
[illegible]年[illegible]人[illegible]
或ハ妾の[illegible]の[illegible]
合[illegible]を如人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
信[illegible]或人神廟
[illegible]神廟の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

如人[illegible]巻之一終

[illegible]